

相続に関する民法改正について

平成30年12月 社会福祉士 A

前回相続についての基礎知識を紹介させて頂きましたが、この度、国会でその相続に関する民法改正案の審議が行われ、その法案が可決されました。

今回の改正案が施行されると現在の相続に関する民法が抱えている多くの課題が解決される事になりますが、新たな課題も発生することになります。

その改正案について、以下に説明させて頂きます。

1. 配偶者居住権

自宅の権利を所有権と居住権に分け、妻が自宅に住み続ける権利（居住権）のみを相続することを認める制度です。

現在の制度では、妻が自宅に住み続けたいと思っても遺産分割で自宅を売却しなければならないケースが多い事に対する配慮です。

具体的な事例で制度の概要を説明させて頂きます。

<事例>

夫が亡くなり、妻と子3人で遺産相続

(自宅3000万円(評価額)+預貯金1800万円=総額4800万円)

・妻の相続 現行： $1/2 = 2400$ 万円 (自宅の評価額が相続分を超過⇒不足分を払えないため自宅を売却へ)

改正後：自宅居住権(900万円と評価)+預貯金1500万円

・子(3人) 現行：各 $1/6 = 各800$ 万円

改正後：自宅の所有権(2100万円)の $3分の1$ の700万円+預貯金の残りの $3分の1$ の100万円=各800万円

尚、自宅の所有権は、子供3人が共有、居住権は、売買や譲渡は出来ない。

しかし、居住権の評価額の決め方や所有権者が支払う固定資産税を居住権者に求める請求権の取り扱いなどの課題が発生します。

2. 生前贈与の家を遺産分割の対象から除外

結婚から20年以上の夫婦に限り、生前贈与されていた自宅は、遺産分割より除外される事になる。

<事例>

自宅を妻に生前贈与していた夫が、亡くなり、妻と子ども1人が遺産を相続(自宅1000万円(評価額)+預貯金(2000万円)=総額3000万円)

現行では、自宅が相続遺産から除外されず、相続財産になる。

- ・妻の相続 現 行：1/2 = 1 5 0 0 万円（自宅の所有権（1 0 0 0 万円）と5 0 0 万円）
改正後：預貯金の半分の1 0 0 0 万円＋生前贈与された自宅の所有権（1 0 0 0 万円）
- ・子の相続 現 行：1/2 = 1 5 0 0 万円
改正後：1 0 0 0 万円（預貯金の半分のみ）

3. 介護に貢献した長男の妻などの相続人以外の親族の金銭請求権

事例で説明する。

老夫婦の夫が亡くなった。数年前に亡くなった長男の妻が、長年介護をして来た。老夫婦には、亡くなった長男以外に別居している長女が居る。

現行制度では、この場合の相続人は、亡くなった夫の妻と長女となり、長男の妻は一銭も遺産を相続できない。

この事例の様な場合に、介護や看護など特別な貢献をした相続人以外の親族にもその貢献度に応じた相応の金銭を相続人に対して請求出来る権利を認めようとする制度です。

しかし、請求額は、貢献に応じて算定されるが、その妥当額の決定が難しく、相続に関する紛争が複雑かつ増加する可能性がある。

4. 遺産分割終了前の預貯金引出しがし易くなる

遺産分割が終了するまで銀行などに預けている預貯金の引き出しは、相続人全員の同意が必要ですが、遺産分割前であっても故人の預貯金を配偶者や家族の生活費などに当てたり、故人の葬儀費用や借金などの負債の弁済について、一定の金額を相続人が単独で引き出せるようにする制度です。

5. 自筆遺言書の保管制度の創設

自筆遺言の場合、無効となるケースが多い事に加え紛失や保管場所が分からなくなるケースも多い事に対して、自筆遺言書を各地の法務局で保管する制度です。

保管料が必要となりますが、自筆遺言書として有効かどうかの確認をすることになるため無効になることを一程度防げることになります。

しかし、保管されている遺言書が、本当に最新の遺言書かどうかの確認作業が必要となって来るのが大きな課題である。

以 上